

特定保税承認制度

「コンプライアンスの優れた保税蔵置場等の被許可者に対する制度」が導入されます。

2001 年 9 月に米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立は、国際的な課題とされています。

例えば、米国においては、輸出国から米国に至る物流におけるセキュリティ強化を目的とした官民共同の取組みである「C-TPAT」を導入しており、また、世界税関機構（WCO）においては、コンプライアンスに優れた事業者を税関が認定し、通関手続の簡素化等の便益を与える AEO プログラムの導入に関する国際的な枠組（「基準の枠組」）が採択されています。

我が国においても、このような国際的な動き等を踏まえ、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立を図るため、日本版 AEO 制度の構築に取り組んでいます。

日本版 AEO 制度とは、サプライ・チェーンに關与する貿易関連事業者全体において法令遵守（コンプライアンス）の体制を確立し、そのような取組みを行っている事業者に対しては簡易・迅速な税関手続を提供するというものです。

税関局・税関においては、日本版 AEO 制度を構築するため、これまでに輸出入者（荷主）に対する措置として簡易申告制度及び特定輸出申告制度を導入してきましたが、今般、保税蔵置場及び保税工場の被許可者（倉庫業者等）に対して特定保税承認制度を導入し、サプライ・チェーンの中におけるより一層のコンプライアンスの確保を図ることとしました。

国際物流に關与する事業者の方々がこのような制度を利用していくことにより、サプライ・チェーン全体のセキュリティを高め、より一層簡易・迅速な通関手続が実現することが期待されます。

Q1. この制度を利用することによってどのようなベネフィットが受けられますか。

A1. この制度を利用できる者として税関長の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることが可能となります。

要件を満たす場所を届出により保税蔵置場等として利用することができます。なお、既に保税蔵置場等の許可を受けている場所についても、届出を行うことができます。

の届出を行った場所については、

イ コンプライアンスを反映した税関検査が受けられます。

ロ 許可手数料が免除されます。

ハ 一般の保税蔵置場等より許可期間が長くなります（6年 8年）。

Q2. この制度を利用するにはどのようにしたら良いのですか。

A2. この制度を利用するためには、税関長に申請し承認を受ける必要があります。承認を受けるための申請手続は以下のとおりです。

申請に当たっては所定の様式に必要事項を記入し、法令遵守規則及び法人の場合には登記事項証明書（法人以外の場合には住民票の写し等本人確認ができる書類）を添付して、住所又は居所の所在地（本社）を管轄する税関に提出してください。

なお、申請手続に必要な書類の提出は、A1の届出を行おうとする保税蔵置場等のうち、主たる保税蔵置場等の所在地を所轄する税関を経由して行うこともできます。

Q3. 承認を受けるための要件は何ですか。

A3. 特定保税承認制度の承認を受けるための要件は、以下のとおりです。

- ・ 3年以上継続して保税蔵置場等の被許可者であること
- ・ 過去の一定期間内（注）に関税法その他の法律の規定に違反して犯則処分等を受けていないこと

（注：関税関係法令は3年、その他の法令は2年）

- ・ 外国貨物の蔵置等に関する業務について法令遵守規則を定めていること（注：法令を遵守するための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行することが必要）
- ・ 外国貨物の蔵置等に関する業務について
 - 電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うこと
 - その他貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができること

Q4. 保税蔵置場等として利用するため届出を行うことができる場所に制限はありますか。

A4. 届出を行うことができる場所の要件は以下のとおりです。

- ・ NACCSを使用して行うことができること
- ・ 法令遵守規則に従い業務を適正かつ確実に遂行できること
- ・ 保税蔵置場等の許可要件と同等の設備的要件を満たしていること

Q5. 諸外国のAEOプログラム（例えば、米国のC-TPAT）との関係はどうなっているのですか。

A5. 特定保税承認制度を含む我が国のAEO制度と、倉庫業者等における貨物管理に関するセキュリティの確保を重要とする諸外国のAEOプログラムとを調和しながら運用することは、国際物流をより一層円滑にする上で極めて重要な取組みであると考えています。このため、現在、関税局・税関においては、米国、豪州、ニュージーランド、EU、中国及び韓国等と、お互いのAEOプログラムの調和化、相互認証の実現に向けて、政府間の協議や研究を行っているところです。

Q6. 特定保税承認制度についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A6. 特定保税承認制度の詳細については、各税関の特定保税承認制度担当までお問い合わせください。

- ・ 函館税関 電話：0138 - 40 - 4254
- ・ 東京税関 電話：03 - 3599 - 6343
- ・ 横浜税関 電話：045 - 212 - 6125
- ・ 名古屋税関 電話：052 - 654 - 4169
- ・ 大阪税関 電話：06 - 6576 - 3391
- ・ 神戸税関 電話：078 - 333 - 3071
- ・ 門司税関 電話：050 - 3530 - 8312
- ・ 長崎税関 電話：095 - 828 - 8665
- ・ 沖縄地区税関 電話：098 - 862 - 9291